

香芝市告示第79号

令和6年度香芝市軽自動車税（種別割）納税通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年7月1日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者の住所・氏名

【省略】

納期限 令和6年7月31日

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。